

# 筑西市議会福祉文教委員会

## 会 議 録

(令和2年第2回定例会)

筑西市議会

## 福祉文教委員会 会議録

### 1 日時

令和2年6月16日（火） 開会：午前10時 閉会：午後 1時58分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

- 議案第47号 財産の取得について  
議案第52号 筑西市国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第55号 筑西市介護保険条例の一部改正について  
議案第56号 筑西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
議案第57号 筑西市立学校設置条例の一部改正について  
議案第58号 筑西市立公民館条例の一部改正について  
議案第59号 筑西市立体育館条例の一部改正について  
議案第62号 地方独立行政法人茨城県西部医療機構に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例の制定について  
議案第63号 令和2年度筑西市一般会計補正予算（第5号）のうち所管の補正予算  
議案第64号 令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第65号 財産の取得について  
議案第66号 工事請負契約の締結について  
議案第67号 工事請負契約の締結について  
議案第68号 筑西市感染症対策事業基金条例の制定について  
議案第69号 令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）のうち所管の補正予算
- 

### 4 出席委員

委員長	小島 信一君	副委員長	小倉ひと美君			
委員	保坂 直樹君	委員	増淵 慎治君	委員	真次 洋行君	
委員	秋山 恵一君	委員	榎戸甲子夫君	委員	三浦 譲君	

---

### 5 欠席委員

なし

---

6 議会事務局職員出席者

書 記 松本 奈美君

---

委員長 小島 信一

○委員長（小島信一君） ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

財産取得議案2案、条例議案8案、補正予算議案3案、契約議案2案について、それぞれ所管部ごとに審査願いたいと存じます。

また、筑西市議会基本条例第19条の申合せにより、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、審査に入ります。

初めに、保健福祉部です。

議案第52号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」、審査願います。

医療保険課から説明願います。

○医療保険課長（篠崎正典君） 医療保険課の篠崎です。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 篠崎医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（篠崎正典君） では、議案第52号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正理由でございますが、令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が減った方に対して、保険者が条例に基づき国民健康保険税の減免を行った場合、国において財政支援を行うこととなったことから、条例を改正して対応するものでございます。

次に、改正内容でございますが、附則に第16項を加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に国民健康保険税の減免を行うことを規定するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、この規定は令和2年2月1日から適用することを定めております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決をいたします。

議案第52号「筑西市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第55号「筑西市介護保険条例の一部改正について」、審査願います。

それでは、介護保険課から説明願います。

○介護保険課長（中澤俊明君） 介護保険課の中澤でございます。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 中澤介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第55号についてご説明いたします。

初めに、改正理由でございますが、令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対して、保険者が条例に基づき介護保険料の減免を行った場合、国において財政支援を行うことになったことから、条例を改正して対応するものでございます。

次に、改正内容でございますが、1ページ目下から7段目以降次ページにかけて、附則に第9項、第10項を加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に介護保険料の減免を行うことを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、この規定は令和2年2月1日から適用することを定めております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決をいたします。

議案第55号「筑西市介護保険条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第56号「筑西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、審査願います。

医療保険課から説明願います。

○医療保険課長（篠崎正典君） 医療保険課の篠崎でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（小島信一君） 篠崎医療保険課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） 議案第56号「筑西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正理由でございますが、茨城県後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する条例改正を行いました。そのことから、本市において行う事務に傷病手当金の申請書の受付を追加する必要が生じました。このことから、条例を改正して対応するものでございます。

次に、改正内容でございますが、第2条に第8号を加えて、後期高齢者医療被保険者が傷病手当金の支給申請書の提出を行う場合、受付を行うことを市の事務として規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決をいたします。

議案第56号「筑西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第62号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例の制定について」、審査願います。

なお、議案第62号については、地方自治法第243条の2第3項の規定により、監査委員から意見書が提出されておりますので、その写しをお手元にお配りしております。

それでは、地域医療推進課から説明願います。

○地域医療推進課長（鳥海佐和子君） 地域医療推進課長の鳥海でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） 鳥海地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（鳥海佐和子君） 議案第62号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例の制定について」ご説明いたします。

本条例につきましては、地方独立行政法人法の一部改正によりまして、地方独立行政法人の役員の当該地方独立行政法人に対する損害賠償責任について、善意で重大な過失がないときは賠償責任額の一部を免責することが可能となったことから制定するものでございます。

本条例は、地方独立行政法人法の一部改正により、同法第19条の2第4項において、賠償責任の一部を可能とする規定が設けられました。地方独立行政法人の役員が当該地方独立行政法人に対して負う損害賠償責任額のうち、役員が負うべき賠償額について、地方独立行政法人法施行令が定める基準報酬額に各号に定める数を乗じて得た額を制定するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） これの該当するその善意で重大な過失のないものというものの具体的なものがよく分からないのです。それ教えていただければ。

○委員長（小島信一君） 鳥海地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（鳥海佐和子君） 善意といえますのは、やはり役員がその職務行為を違法であると認識していない場合ということが挙げられております。あと重大な過失がないというのにつきましても、

役員が職務行為によって地方独立行政法人に損害を及ぼすことを認識していない場合ということが挙げられております。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、意図的に不正を行ったとかというのはもうこの対象ではないということですよ。

○地域医療推進課長（鳥海佐和子君） はい、そうです。

○委員（三浦 譲君） それで、それは普通に罰せられるだろうと思うのですが、理事長または副理事長は6ですね、6年分の報酬を差し引くということですが、額とすると損害賠償すべき額というのはどのくらいなのか。言い回しが非常に、2回も何とかやるとかやらないとか、控除するなど出てくるので、分かりづらいですね。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、具体的な金額をお聞きですか。

○委員（三浦 譲君） そうです。

○委員長（小島信一君） 鳥海地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（鳥海佐和子君） お答えいたします。例としてよろしいでしょうか。

○委員（三浦 譲君） はい。

○地域医療推進課長（鳥海佐和子君） 例といたしますと、理事長の場合、具体的に例示を申し上げますと、基準の報酬年額が仮に1,000万円とします。そうすると、職責に応じての数を掛けますので、6を掛けさせていただきます。条例で定める額というのが6,000万円になります。そうしますと、損害賠償がもし1億円としますと、1億円から6,000万円を引いた4,000万円が免責額ということになります。

以上です。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） はい、いいです。

○委員長（小島信一君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結します。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第62号の採決をいたします。

議案第62号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第63号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査願います。

なお、議案第63号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思います。

それでは、健康増進課から説明を願います。

○健康増進課長（外山知子君） 健康増進課の外山でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 外山健康増進課長。

○健康増進課長（外山知子君） 議案第63号のうち、健康増進課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目4衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄42、新型コロナウイルス感染症医療機関継続・再開支援費補助金241万円の増額補正をお願いするものです。内容につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。下の段でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、説明欄、定期予防接種事業910万3,000円の増額補正をお願いするものです。これは、予防接種法の改正により、令和2年10月1日からロタウイルスワクチンがA類疾病として定期接種されることから、対象者への周知と予防接種を実施するため、経費の増額補正をお願いするものです。内容は、ロタウイルス予防接種予診票、ロタウイルス定期予防接種個別接種委託料でございます。財源は、ロタウイルス予防接種は定期予防接種A類疾病でございますので、9割を地方交付税で手当てされるものでございます。

同じく16、17ページをお開き願います。上の段でございます。前のページからの続きでございますので、款項目は同じでございます。説明欄、任意予防接種事業80万円の減額補正をお願いするものです。これは、現在任意予防接種事業のロタウイルスワクチンが先ほどご説明を差し上げた予防接種法の改正により、令和2年10月1日から定期接種になることに伴う減額補正をお願いするものです。内容は、ロタウイルスワクチン任意予防接種個別接種委託料でございます。ロタウイルスワクチンを接種することにより、症状として水のような下痢や吐き気、嘔吐等の乳児のロタウイルス胃腸炎の重症化が予防できるものでございます。

同じくその下でございます。款項目は同じでございます。節18負担金補助及び交付金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対策事業241万円の増額補正をお願いするものです。財源は全額県補助金でございます。これは、新型コロナウイルス感染により休業、診療縮小を余儀なくされた医療機関の継続、再開時に必要な整備を支援することにより、地域において必要な診療機能を維持することを目的とするものです。内容は、整備対象設備等でHEPAフィルターつき空気清浄機の消毒経費でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 17ページの県の補助金のことですけれども、全額という説明と、あと補助というのは全額に対する部分的なものという意味合いもあるので、ちょっと確認ですけれども、かかった経費の全部が県のほうから来るということでしょうか。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

○健康増進課長（外山知子君） お答えいたします。

上限額が決まっております。H E P Aフィルターつき空気清浄機にしましては、1台当たり90万5,000円が1診療所当たり2台まで、その2分の1を診療所で持って、2分の1を補助するという形になっております。また、消毒用経費でございますが、1診療所当たり上限額が60万円、その2分の1を診療所で持って、2分の1を補助するという形になっております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それで、これを活用する医療機関は数としてはどうなのですか。

○委員長（小島信一君） 外山健康増進課長、お願いします。

○健康増進課長（外山知子君） お答えいたします。

想定といたしましては、2医療機関を想定しております。現在ご協力いただいておりますP C Rの検査で1医療機関、それからその他の医療機関で1つの医療機関、合計2医療機関として想定して作成いたしました。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。ほかにございますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 同じく新型コロナウイルス感染症対策事業なのですが、こちらは想定が2医療機関ということですが、もしほかの医療機関から希望があった場合、追加で補正するものなのか、お願いいたします。

○委員長（小島信一君） 外山健康増進課長、お願いします。

○健康増進課長（外山知子君） お答えいたします。

県のほうに相談しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明願います。健康増進課ありがとうございました。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課の吉原と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） 吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 議案第63号のうち、高齢福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄79、地域医療介護総合確保基金事業補助金8,390万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地域における医療及び介護の総

合的な確保の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、県が作成します茨城県計画に定める事業について、地域医療介護総合確保基金を財源として、対象事業に対して助成を行う県補助金でございます。

次に、14、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、老人福祉施設整備事業8,390万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、明野地区の社会福祉法人向日葵福祉会様が整備します特別養護老人ホーム及びショートステイの整備及び開設準備補助金でございます。財源は全額県補助金でございます。

高齢福祉課関係の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） この向日葵福祉会のショートステイができて、需要と供給から見るとどの程度になるのかということです。

○委員長（小島信一君） 吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの施設につきましては、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画にも定められています施設でありまして、地域の実情からして必要ということで位置づけられた施設でございますので、利用はそれなりにあると思われま。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） その7期の計画の中に向日葵福祉会が計画を出していたという意味なのですか。

○委員長（小島信一君） 吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 7期の計画のときには向日葵福祉会がというわけではございませんでした。ただ、地域によるニーズ調査の結果、特養が1施設程度、100人程度の施設が必要だということで計画されていたものでございます。

○委員長（小島信一君） 7期に具体的にはなかったけれども、その後計画の内容を精査してということなのですか。よろしいですか、三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 確認で、今の計画の中で、これで収容量が増える、計画から見てどの程度に充足するかというのはどうなのですか。まだ余裕があるというのか、大体間に合うというのか。

○委員長（小島信一君） 赤城保健福祉部長。

○保健福祉部長（赤城俊子君） 三浦委員さんのご質問にお答えいたします。

第7期計画で広域的に筑西市において100床の特別養護老人ホームを設置するというので計画を立ててまいったところでございます。あくまでも広域ということになりますので、筑西市の市民の方だけではございません。特別養護老人ホームという役割から、全体的に、一般的には県西地区とか、県南地区の方も含まれてくるかと思っておりますけれども、筑西市民の方につきましては、要介護3以上ということが原則ですけれども、要件を満たせば受入れは可能になるというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） よろしいでしょうか。

○委員（三浦 譲君） いいです。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 同じく老人福祉施設整備事業ですが、これは事業費の全額、全てが補助されるのか、それとも補助率が決まっているのか。

もう1点、この向日葵福祉会に事業者が決まった経緯というのですか、どういった経緯でこの事業者が選定されたのかについてお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 2点ですね。吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの補助金につきましては、上限額が決まっております。特別養護老人ホーム及びショートステイの定員の数掛ける83万9,000円が上限額ですので、その範囲内ということで定められております。県のほうの補助申請がありまして、その内示額と同額ということで県のほうは補助します。

2点目でございますけれども、ひまわり福祉会様が選定された理由ということですが、県への補助金申請がされまして、そちらの内示を受けたことにより、市のほうでもその県の内示と同等額を補助することとしたものでございます。

○委員長（小島信一君） 施設側からの申請があつてということですよ。よろしいでしょうか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、事業費はこの分、県からの補助金を超えた部分はこの事業者側が負担するというところでよろしいのか。

また、もう1点、申請した事業者は向日葵福祉会だけだったのかについてお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 2点ですね。吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） こちらの補助額よりも実質その整備等に必要となった額につきましては、事業所側のほうで負担します。向日葵福祉会様、それ以外の申請があつたかということにつきましては、私どものほうで県から聞いているのはこちらの1事業所だけでございます。

○委員長（小島信一君） 赤城保健福祉部長。

○保健福祉部長（赤城俊子君） 少し追加でご説明させていただきます。

向日葵福祉会のほうに今回の補助金が入りました理由は、まずことぶき荘老人ホームを民間のほうに移譲するというので、市のほうの条件としまして、ことぶき荘老人ホームと特別養護老人ホームを併せてできる事業所と、社会福祉法人さんということで募集をした経緯がございます。その中で向日葵福祉会さんがお受けになっていただいた、民間移譲されたということになりますので、それに付随して今回の補助金が発生してきているものでございます。

なおかつ、本日お願いしております補助金につきましては開設準備補助金でございますので、これはお一人につき、先ほど吉原より申し上げましたように、額が決まっております。そちら83万9,000円に100人分を掛けた数字でございます。

内容につきましては以上でございます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第64号「令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について審査願います。  
医療保険課から説明願います。

- 医療保険課長(篠崎正典君) 医療保険課の篠崎でございます。着座にてご説明させていただきます。
- 委員長(小島信一君) 続けて篠崎医療保険課長。
- 医療保険課長(篠崎正典君) 議案第64号「令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2,510万8,000円を追加するものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款4 県支出金、項2 県補助金、目5 保険給付費等交付金、節2 特別調整交付金、説明欄2、特別調整交付金(市町村分)2,510万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、国保直営診療施設である茨城県西部メディカルセンターの令和元年度中の運営に要した費用の一部として特別調整交付金が交付されるものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6 保健事業費、項3 目1 国民健康保険直営診療施設事業費、節18 負担金補助及び交付金、説明欄、国民健康保険直営診療施設事業2,510万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、歳入で茨城県西部メディカルセンターの運営に要した費用の一部として交付された交付金を市から茨城県西部メディカルセンターに補助金として支出するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 委員長(小島信一君) 質疑を願います。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長(小島信一君) 質疑を終結いたします。  
討論を願います。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(小島信一君) 討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決をいたします。

議案第64号「令和2年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

- 委員長(小島信一君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第68号「筑西市感染症対策事業基金条例の制定について」、審査願います。

健康増進課から説明願います。

- 健康増進課長(外山知子君) 健康増進課の外山でございます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。
- 委員長(小島信一君) 外山健康増進課長。
- 健康増進課長(外山知子君) 議案第68号「筑西市感染症対策事業基金条例の制定について」ご説明いたします。

この条例制定につきましては、新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況等を鑑み、新型コロナウ

ウイルス感染症等の予防、感染拡大の防止並びに市民生活の支援及び地域経済の回復を目的とした事業の資金に充てるため、感染症対策事業基金を設置するための条例制定でございます。これにより、感染症の予防、感染拡大防止等に係る事業を迅速に実施することができるものでございます。

条文の内容でございます。第1条は、設置の目的でございます。

次に、第2条は、積立てについて、基金として積み立てる額は、感染症対策事業のための寄附金の全額と、ほか市長が必要と認める金額となっております。

次に、第3条は、管理についてでございます。

そして、次のページ、第4条は運営益金の処理、第5条は繰替運用でございます。

次に、第6条の処分についてでございますが、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるときと、預金債権との相殺のために地方債の償還の財源に充てるときは、基金の全部または一部を処分することができるものでございます。

次に、第7条は、この基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決をいたします。

議案第68号「筑西市感染症対策事業基金条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査願います。

なお、議案第69号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思いません。次の補正予算（第5号）と少し重なります。並行して審査することになりますので、よろしく願いします。

それでは、引き続き健康増進課から説明願います。

外山健康増進課長。

○健康増進課長（外山知子君） 議案第69号のうち健康増進課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節17備品購入費、説明欄、新型コロナウイルス感染症対策事業429万円のうち、健康増進課所管分として143万円の増額補正をお願いするものです。これは、入館者が不特定多数でありますあけの元気館の入口にサーマルカメラを設置して感染拡大防止に努めるものでございます。感染症

において発熱は基本的な症状でございます。サーマルカメラで入館者の体表面温度を接触せずに測定して、スクリーニングに使用いたします。スクリーニングされた37.5度C以上の入館者には、再度体温計にて検温し、発熱者を早期に発見いたします。なお、この財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して整備するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願ひます。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 元気館にカメラということで、これは分かります。それで、元気館では消毒だとか、そういうことも経費として新たに必要になりますよね。その負担はどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（小島信一君） 外山健康増進課長。

○健康増進課長（外山知子君） お答えいたします。

消毒の費用とかは指定管理者のほうで、その金額内でやっていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（小島信一君） そのほかございますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） このサーマルカメラで37.5度以上は再度体温計で検温するということですが、体温計で検温して37.5度以上の発熱があった場合、利用者に対して利用を控えていただくのか、また利用者がどうしても利用したいと言った場合の対応、それでも利用はできませんとお断りするのか、お願ひします。

○委員長（小島信一君） 外山健康増進課長。

○健康増進課長（外山知子君） お答えいたします。

感染拡大防止のために丁寧にご説明して入館は見送らせていただきます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、社会福祉課からの説明を願ひます。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 社会福祉課の國府田です。よろしくお願ひします。着座にて失礼します。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 議案第69号のうち社会福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、10ページ、11ページをお開き願ひます。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございま

す。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄41、生活困窮者自立支援事業費負担金381万3,000円の増額補正でございます。これは、生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金の実施に伴う国からの負担金です。詳細につきましては、3、歳出でご説明いたします。

次に、3、歳出でございます。12ページ、13ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19扶助費、説明欄、生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金508万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、離職や廃業後2年以内の生活困窮者に対し、原則3か月、最大9か月、国の定める額を上限に家賃相当額の住居確保給付金を支給するものでございます。今回の新型コロナウイルスの感染拡大により住居確保給付金の支給対象の要件が緩和され、離職や廃業2年以内に加え、新たに休業等に伴う収入減少により離職等と同程度の状況にある方も対象となり、対象者の増加が見込まれるため、増額補正をお願いするものでございます。なお、4分の3が国庫負担金となります。

以上です。よろしく願います。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 生活困窮者、コロナの影響で、僅か半年ですね、3か月から9か月の間、という事は、このあっせんはプロに頼むのですか、市でやるのですか。住居の手当てをお任せするのは不動産屋さんとかプロの方にお任せするのか、行政で探すのか、お聞きしたいのです。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） こちらに関しては、本人からの申出によりまして相談を受けて、収入の状況とかをお話を聞かせていただいて、市のほうで対応することとなっております。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） そうしますと、当然住居の手当てをするという事は、今住んでいらっしゃる方ですよ。いわゆるホームレスになった方に近い方のために手当てをするという住宅でしょ。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） こちらに関しては、離職や廃業、あとはそういう形でアパートとかを借りている場合の方に対してでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 現状アパートに住んでいる方のお手当てということですね。了解。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 500万円ちょっとのこの内訳と申しますか、件数というのを願います。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） それでは、三浦委員さんの質問にお答えいたします。

現在は2名の方、単身の方で2名の方で9か月分を予算計上しておりました。今回につきましては、単身の方に関しまして8名分、2人世帯の方に対して5名分、3人以上の方に対して2名分を計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 現段階ではこの該当した人というのはどこまで来ていますか。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 令和2年6月12日現在、相談件数20件、申請件数2件、申請予定者が相談に来られ、申請書をお渡ししている方が3件ございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

以上で保健福祉部の審査は終了しました。お疲れさまでした。

執行部の入替えをお願いします。

暫時休憩いたします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

休 憩 午前10時53分

---

再 開 午前11時 5分

○委員長（小島信一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、こども部の所管の審査に入ります。

議案第63号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、こども部所管について審査願います。

まず、こども課から説明願います。

○こども課長（長島治子君） こども課長と申します。どうぞよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） 議案第63号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、こども課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1、変更でございます。私立保育所等施設整備事業の限度額に90万円の追加をするものでございます。詳細につきましては、歳入歳出にてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄11、子ども・子育て支援整備交付金について、4,371万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、待機児童解消のための子育て安心プランが採択されたことにより、国の負担割合が9分の2から2分の1になったものと、国が定める

令和2年度の補助基準額の改定によるもの、加えて新たな放課後児童クラブ施設整備に係る交付金の増額によるものでございます。

続いて、説明欄13、保育所等整備交付金について、161万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、国が定める令和2年度の補助基準額の改定によるものでございます。

次に、款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、節2児童福祉費補助金、説明欄36、認定こども園施設整備補助金について、66万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、県が定める令和2年度の補助金基準額の改定によるものでございます。

次に、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉交付金、説明欄7、子ども・子育て支援整備交付金について、122万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、県が定める令和2年度の補助基準額の改定及び新たな放課後児童クラブ施設整備に係る交付金による増額になる一方で、子ども・子育てプランの採択により県の負担割合が9分の2から8分の1に下がったことにより減額となり、この減額分が補助基準額の増額分を上回ったことにより、減額補正をお願いするものでございます。

次に、款22市債、項1市債、目3民生債、節2児童福祉債、説明欄1、私立保育所等施設整備事業債について、90万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、国、県で定める令和2年度の補助基準額の改定により、市債に係る対象経費が増加したことによるものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄の私立保育所等施設整備費補助事業に340万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、国、県が定める令和2年度の補助金額の改定によるものでございます。

続いて、目2児童措置費、説明欄の放課後児童クラブ整備事業に4,126万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、国、県が定める令和2年度の補助基準額の改定及び新たな放課後児童クラブ施設整備に係る補助金の増額によるものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

それでは、以上で議案第63号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第63号について討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第63号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査願います。

それでは、引き続きこども課から説明願います。

長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） 引き続き説明させていただきます。議案第69号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節3児童福祉費補助金、説明欄7、保育対策総合支援事業補助金について、1,700万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費に対し、全額国から交付されるものでございます。

次に、説明欄11、子ども・子育て支援事業費補助金36万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、住民情報システム児童手当改修事業に係る経費に対し、国から3分の2交付されるものでございます。詳細については歳出にてご説明申し上げます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄、保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業に1,700万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため保育所等が購入するマスクや消毒液の購入に係る経費に対し、1施設50万円を上限に補助するものでございます。

同じく説明欄、住民情報システム児童手当改修事業に55万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、各市町村間において児童手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携等のため、関連するシステムの改修等を行うための費用を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 15ページのところのコロナウイルス感染症対策のほうですけれども、1施設当たり50万円の限度額ということでしたけれども、実際にはどれだけかかるかというのはわかりますか。もし分かりましたらそれお願いしたいと思います。

それと、あと住民情報システムの児童手当のマイナンバーのほうは、これの中身をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（小島信一君） 2点でよろしいですか。それでは、長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） お答え申し上げます。

コロナウイルスの上限、1施設50万円の内容でございますが、各施設のご希望によりまして、空気清浄機を買われるところですか、マスクの備蓄をするところがございますので、今のところどのくらい出るか明確なところは申し上げられないのですが、50万円は行かないものではないかとは思っております。ただ、空気清浄機も高いものと、何台かお買い求めになるとどうしてもこのぐらいにはなってしまうかなとは予想しておりますが。

それと、マイナンバーの改修の中身ということでございます。児童手当法による児童手当の支給額の情報データ項目の説明の変更、データ項目の追加を行うものが1つ、もう1つが地方税に基づく規定により、算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に対する情報を照会する際の項目の変更、追加を行うものでございます。あと情報連携業務のシステム運営のサポートも入っております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 先ほどの感染症対策のほうですけれども、これは、この予算では1回限りということになりますね。コロナ対策は今後も続くだろうと言われているので、いろいろ経費もかかってくるかと思うのですが、これが今後のことは別にして、まずは50万円限度でという意味で捉えていいでしょうか。

それから、マイナンバーのほうですけれども、これは庁内での改修で、市民にとっては別に何も求められることはない、単なる庁内での情報のためという意味なのではないでしょうか。

○委員長（小島信一君） 以上2点でよろしいですか。

○委員（三浦 譲君） はい。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） お答え申し上げます。

コロナ対策のほうなのですが、今回この50万円、取りあえず50万円国から10分の10で出ますので、一応これで対応していただいて、その後の動向につきましては、今後の状況を見ながら予算のほうと相談していきたいと思っております。

あとマイナンバーのほうですが、庁内ですね、あとは市町村間の中での情報データのやりとりのためのものがございますので、一般市民の方々がこれを利用してということではございません。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） よろしいでしょうか。

○委員（三浦 譲君） はい。

○委員長（小島信一君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、母子保健課ですね。こども課、ありがとうございました。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） 母子保健課百目鬼です。どうぞよろしく申し上げます。着座にて失礼します。

○委員長（小島信一君） 百目鬼母子保健課長。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） 議案第69号のうち、母子保健課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業委託料のうち、3から4か月児健康診査委託料316万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、従来集団で実施しておりましたお子さん、3から4か月児健康診査を今年度対象者について、年度内の期間に限り市内の医療機関に委託して実施するための委託料となります。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 歳出のただいまちくせい若者支援便とか今説明ありましたが、その下の18、負担金補助及び交付金の中で、これもよろしいのですか。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） これは違います。この委託料、3から4か月児健康診査委託料のみです。

○委員長（小島信一君） これ1項目だけですね。1行だけなのですね、ここは。

○委員（榎戸甲子夫君） では、いいです。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

以上でこども部の審査は終了いたしました。

それでは、執行部の入替えをお願いします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

○委員長（小島信一君） 教育委員会の所管の審査に入ります。

協議会時に依頼がありました議案の補足資料、お手元に配付しております。

それでは、議案第47号「財産の取得について」審査願います。

学務課から説明願います。

○学務課長（松岡道法君） 学務課松岡と申します。よろしく申し上げます。

○委員長（小島信一君） 松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） 議案第47号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

本議案は、令和3年度の新入学児童への入学祝い品として支給しますランドセルを購入することについて、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1、購入物品、ランドセル、2、契約の方法、一般競争入札による単価契約でございます。3、取得予定価格、2万5,850円、税込みの価格でございます。上限額、2,040万7,200円。

○委員長（小島信一君） ちょっといいですか、松岡学務課長、何かちょっと音が小さいような感じがするのですが。

○学務課長（松岡道法君） 申し訳ございません。

4、相手方、筑西市大塚595番地8、広沢商事株式会社、代表取締役宮城則之でございます。

なお、財産取得の売買契約につきましては、令和2年4月30日に入札を実施し、翌5月1日に仮契約を締結したところでございます。

1枚めくっていただきまして、参考資料として概要を添付しております。

議案書と重複する部分を省略して説明させていただきますと、6番、納入期限でございますが、令和3年1月8日としております。これは、各小学校で行われます入学説明会において例年ランドセルを配布していることから、このような期限とさせていただきます。

次に、7の仕様でございますが、牛革製のA4ワイドサイズ、艶消しの黒と赤としております。

また、本日お手元に入札の経緯と結果について追加資料をお配りしておりますので、ご確認願いたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 資料の1ページ目ですね、最初のページがそうなのですね、これね。質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） この金額分かりました。これ逆算すれば、何人来年度入学するか、大体は出てくるのですけれども、どのぐらいのランドセル、男女の割合で考えているのか、トータル幾つなのか、ちょっと教えてください。

○委員長（小島信一君） 松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） 今ご質問の中にございましたように、単価の契約ですので、契約上限額を割り戻しますと、これ整数にならないのですが、約790になります。想定数としましては790より若干下めではございますが、こちらの単価契約であることが実は先ほどの1月8日までの事前に11月ぐらいまでは転入、転出を把握して個数の指示を出させていただいております。ですので、今の予定数としては約770強を予定して入札に臨んだわけですが、11月ぐらいまでは転入、転出を把握して、最終的な個数の決定とさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（小島信一君） 真次委員の質問、男女の比も言っていたように思うのですが、男女の比分かれますか。

○委員（真次洋行君） 値段が違うのだろう、違わないのだろう。

○学務課長（松岡道法君） 男女比につきましては、4月時点で想定しております男女比はほぼ半分なのですが、正確な数字、すみません、今手元にないのですが、770を想定している中でほぼ半数というふうに今の段階では想定しております。

○委員長（小島信一君） よろしいですか、真次委員。

○委員（真次洋行君） では、すみません、参考に、770ということでありましたけれども、今年度は幾つあったのですか、配ったものは。

○委員長（小島信一君） 松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） 今、確定の中で、令和元年度、平成31年の4月の時点までちょっと手元にございまして、771でございました。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。真次委員。

○委員（真次洋行君） 金額は変わらないのですね、去年とこの出している数字から予測した数字を見て。

○委員長（小島信一君） 松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） 昨年度の入札の結果でございますが、単価として2万4,915円でした。税込みの価格でございます。

○委員長（小島信一君） 真次委員、よろしいですか。

○委員（真次洋行君） はい、いいです。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

三浦委員。

○委員(三浦 譲君) 毎年入札するわけで、型式のこれは仕様で指定しているということになりますか。今、仕様というか、ランドセルも随分販売するために多様性が出ているようなので、親御さんとか、買ってあげるおじいさんとかといったようなところからもいろいろそういう声も、多様性の声も出てきているような状況もあって、その辺は毎年同じ型式で行っているのか、ちょっとずつ変わってきているのかということをお願いします。

もう1つ、入札日が非常に早いですよね。この辺についても何か事情があるのであればお願いします。

○委員長(小島信一君) 2点ですね。松岡学務課長。

○学務課長(松岡道法君) まず1点目のご質問の仕様についてでございますが、ここ二、三年は仕様についてはほぼ同一でございます。過去にはB判サイズの教科書からA判サイズの、A4が主になった時代にまず規格を変えております。また、A判になった後も若干学校から配布されるペーパー等の収納のために、部分的にまち、横幅のところと縦、口のまちの部分なんかを若干広げたり、その都度仕様の若干の変更は今までもしてきております。

次に、入札の時期等の関係でございますが、先ほど前のご質問でもご答弁させていただきましたが、来年度の入学ではあるのですが、小学生の新生の説明会が行われます1月頃にはもうお配りできる状況にするため、またもう1つは、先ほどもちょっと触れましたが、この後の転入、転出についてもできるだけ追いたいと、個数の調整をしたいということで、個数の指示を10月末から11月には個数の確定をさせるということで、そういった、赤黒も、色の違いもありますので、時間的には春先に準備させていただいてるところでございます。

○委員長(小島信一君) よろしいですか。

三浦委員。

○委員(三浦 譲君) さっき多様性が最近ではテレビでも随分やるようになりまして、その辺の保護者から、例えば色はもっといろいろないかとか、単価との関係もあるけれども、その辺の意見というか、声の状況はどうですか。

それと、もう1つは、結局価格の問題が関わってくるわけですよね。たしか壊れた場合には保証があるといったような、特典というのですか、そういうものもある。それはほかの個人がランドセルを買った場合にもそういう保証というのがあるのか、それとも市で支給するのはそういう特典があるのか、その辺のメリット、その辺どうでしょうか。

○委員長(小島信一君) 一応2点でよろしいですか。

○委員(三浦 譲君) はい。

○委員長(小島信一君) 松岡学務課長。

○学務課長(松岡道法君) まず1点目の保護者等のご意見でございますが、確かに、私、過去にも担当したことがあります、カラーリング、5色、10色という民間のデパートさんなんかでお売りになるような、そういったところでの色のご要望というのは確かにあった時代は記憶しておりますし、今でも全くないというわけではございません。ただ、市の支給しているこの黒と赤のランドセルの使用率という面で言いますと非常に高くなっておりまして、また違った色のランドセルをなさっているお子さんというのも随分と一時期よりは少なくなったかなというふうに思っております。

もう1点、その多様性に対するやっぱり対応ということで、直近でお話しさせていただきますと、結城

市が来年度に向けて様々な色のランドセルをご希望に応えるような形で、要望を受けて選んで配布するということが始まったようでございます。その点につきましては、やはり私どものほうとしても隣の市ですので、いろいろ事情等を調査させていただきました。まず、うちの市との違いは、牛革製ではなくて、クラリーノ製の廉価版をご用意しているということです。担当者からお聞きしますと、今年はそれなりの市内の事業者さんが入札で落としてくれたけれども、担当者としても来年以降同じような金額で行けるかどうか、初年度としてちょっと単価がそれなりに落ち着いたのが担当者としてもちょっと驚きを持っていたようでございます。

次に、保証についてでございますが、保証についてはこの筑西市の購入方法でおつけしているスタイルというのは、これはほかの販売なさっている事業者さんというのは全てが同じということとはちょっとないと思いますし、通常は1年保証とか、中には6年間保証しますということをやりたい文句にして販売しているようなメーカー、デパートさんみたいなどころもあるものとは存じております。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 追加資料のほうありがとうございます。この入札の結果を見ますと、辞退した事業者が多いように思うのですが、事業者を指名した条件というのですか、どのような基準でこの事業者を指名したのか、お願いします。

○委員長（小島信一君） 松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） ご答弁申し上げます。

こちらの入札の指名事業者です。ご指摘のとおり辞退も多かったと思います。まず、こちらの指名業者ですが、基本的に市内に本支店がございます事業者の中からこういったものを取り扱える事業者というふうに考えております。

2点目に、ちょっと辞退者が多いのではないかとということでございますが、まず担当課である立場から申し上げますと、昨年度と全く形が変わるランドセルという形は決して希望するものではございませんので、仕様のご説明させていただきましたが、仕様書以外に前年度のランドセルを参考品としてそこに展示させていただいたりさせていただいております。全く違う形で……

○委員長（小島信一君） ちょっと声遠いように、音がちょっと小さいような気がしますね。お願いします。

○学務課長（松岡道法君） サンプル品として展示しているものについて全く違わないような形ということをお望みしておるところも若干ハードルになっているかなというふうには考えるところでございます。

○委員長（小島信一君） 小倉委員、よろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） はい。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第47号の採決をいたします。

議案第47号「財産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第57号「筑西市立学校設置条例の一部改正について」審査願います。

続けて学務課から説明願います。

松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） 続けてご説明させていただきます。

議案第57号「筑西市立学校設置条例の一部改正について」ご説明申し上げます。これまで関連するPTA役員や地元の自治会、そして学校の在り方、下館北中学校区保護協議会による協議を重ねてまいりました筑西市立北中学校を筑西市立下館中学校と統合することについて、保護者及び地域住民の皆様の合意が図られたため、筑西市立学校設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

附則として、施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 保護者協議会で検討してきたということで、地域とか保護者からの北中学校を廃止するというその合意という、それはどういう、どの時点でというか、どういう形でと、これで得られたということになるのかというのを願います。

あとスクールバスだとか、今後の課題ですけれども、その辺はどこまで今進んでいるのか、願います。

○委員長（小島信一君） 2点ですよね。1点目は、経緯でよろしいですよね。結果はもう決まっていることなので、その経緯だけね。

○委員（三浦 譲君） そうですね。

○委員長（小島信一君） 松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） それでは、まず1点目、経緯というところでご説明させていただきます。

直近では約2年前になるのですが、平成30年度におきまして下館北中学校の在り方、学校の在り方についてのアンケート調査等から始まりまして、令和元年に入りまして、その地域の小学校である五所小学校、中小学校、河間小学校のPTAの総会におきまして、アンケート調査の結果についてご報告をさせていただきまして、その中で今後その話合いの場ということを持つことで了承を得まして、そこから保護者への通知、また協議ということを進めてまいりました。

自治会につきましても、それぞれ関連する自治会に説明会やアンケートの報告会等を実施してまいりまして、特に昨年度の年度末にかけてですが、10月頃から保護者協議会を幾度か開催しまして、自治会への説明会を踏まえましてこのたびの統合の条例という形に進ませてもらったところでございます。

2点目のスクールバスについてでございますが、確かに説明会の中でスクールバスは確かに大きな課題でございました。スクールバスについても、そのスクールバスの運行説明会ということで開催させていただきまして、特に今後のその具体的なスクールバスの在り方というのが今後進めていく課題であるというふうに思っております。

○委員長（小島信一君） よろしいでしょうか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 私聞きたいのは、地域というか、保護者あるいは自治会が北中学校廃止やむを得ないという、その合意というのは最終的にどういうところで判断したかということなのです。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

小野塚教育部長。では、簡潔にお願いします。

○教育部長（小野塚直樹君） 当初から関わってましたので、地元にも、あと保護者の皆様にも決め方として多数決は採らない。なぜかという、アンケートしたように、仕方なくといいますか、絶対的に統合がいいという皆さんの思いでなくて、やむを得ないというか、こういう状況だからという、そういう思いもあるので多数決は採らないと。その代わり逐一説明するというので、地区にも説明しまして、最終的には2月9日に北中学校の体育館で地区の説明会ということで説明させていただきました。そこで特段の反対、大きな反対というか、小さな反対も含めて反対はなかったと。そのときにも6月にはお諮りするということで、議会にですね、5月の連休明けに保護者全員、あと各地区の役員さんたちにも6月議会にお諮りするという案内、通知文差し上げました。この6月議会設けておりますので、多数決は採っておりませんけれども、説明を尽くしたということで合意を得たと理解しております。

以上です。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決をいたします。

議案第57号「筑西市立学校設置条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

学務課、ありがとうございます。

次に、議案第58号「筑西市立公民館条例の一部改正について」審査願います。

地域交流センターから説明願います。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 地域交流センター海老澤でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 議案第58号「筑西市立公民館条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

こちらは、筑西市公共施設適正配置に関する指針、公共施設等の総合管理計画に基づき、将来における公共施設の在り方を見据えまして、施設の複合化を図るため、地区公民館と小学校との複合化を行う公民館、五所公民館、河間公民館、嘉田生崎公民館について条例の改正をお願いするものでございます。

初めに、第4表中の「、分館長」というこちらの文言は削除いたします。

次に、複合化を行いました五所公民館、こちらの地番が「山崎1425番地2」を「山崎1419番地1」に改めます。

次に、河間公民館でございます。住所、「羽方115番地1」を「羽方14番地2」に改めます。

次に、嘉田生崎公民館、こちらの住所「西石田750番地」を「西石田587番地」に改めます。こちらは全て小学校の地番となっております。

次に、別表第2から第5までの文言の改めでございます。「次の表の左欄」を「次の表左欄」に改めます。

次に、1ページから2ページにかけまして、料金の改正でございます。こちらは、複合化に伴いましてなくなりました図書室、和室、調理室等の項目を削りまして、大会議室、中会議室、小会議室の1時間当たりの使用料の額を変更いたします。大会議室、中会議室につきましては、1時間当たり300円、小会議室につきましては200円に改めます。こちらは複合化を行った公民館のみでございます。

次に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行いたしますが、教育委員会の規則で定める日といたしまして、3公民館の改修事業の進捗等によりまして施行日を令和3年の4月に予定しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決をいたします。

議案第58号「筑西市立公民館条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第59号「筑西市立体育館条例の一部改正について」審査願います。

スポーツ振興課から説明願います。

○スポーツ振興課長（増田 茂君） スポーツ振興課長増田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 増田スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（増田 茂君） 議案第59号「筑西市立体育館条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

明野中学校の北側、明野いきがいセンターの東側にあります明野体育センターでございますが、昭和51年に整備をされ、築後44年が経過したことから、旧耐震基準の建物で、その耐震性を調査するために平成30年度に実施をしたところ、大規模地震が発生した際に建物が倒壊する危険性があることが判明したため、昨年10月から利用を中止しているところでございます。このため、同施設について今年度末までに建物を解体する予定であることから、条例の改正を行うものでございます。

条例改正の内容でございます。第2条は、筑西市立体育館の設置に関する根拠規定でありますことから、市立体育館のうち明野体育センターの項を削るものでございます。

次に、第12条第2項の改正と別表第6を削る改正は、明野体育センターの利用料金を規定する別表6を削りまして、関係条項を整理するものでございます。

附則といたしまして、この改正条例の施行日を令和3年4月1日とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決をいたします。

議案第59号「筑西市立体育館条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第65号「財産の取得について」審査願います。

学務課から説明願います。

松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） 議案第65号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

筑西市教育情報ネットワークPC教室システム等機器整備のため、下記のとおり財産を取得することについて、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1、購入物品及び数量、筑西市教育情報ネットワークパソコン教室システム等機器一式、2、契約の方法、一般競争入札、3、取得予定価格、金8,772万3,900円、4、相手方、筑西市一本松1755番地2、関彰商事株式会社ビジネスソリューション部下館支店、支店長富田良一。

なお、財産取得の売買契約につきましては、令和2年5月29日に入札を実施し、6月1日に仮契約を締結したところでございます。

別紙に参考資料として、調達の概要を添付しております。また、お手元には入札の経緯と結果について追加の資料をお配りさせていただきました。ご確認をお願いしたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） この機材もろもろ、これは何年サイクルで交換しているのですか。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。では、松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） 現在のところ、予算的な問題もありまして、約6年経過後に更新するような、大体そういうローテーションでやっております。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） その6年ごとというのは、例えば県とか、国とかの指示ですか、それとも筑西市単独で編み出した6年のサイクルですか。

○委員長（小島信一君） 松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） まず1点目に、どこかにルールがあるということではございません。場合に

よってはウィンドウズのセキュリティーの問題で時期を1年前倒ししたり、逆にウィンドウズのセキュリティー上耐え切れるものであれば6年またはもう少しというところまで利用するときもございます。かつては5年サイクルというのがなぜか暗黙のパソコンのルールとなっておりましたが、やはり毎回学校を分割しても高額になることから、なるべく長く使いたいということで現在のところ6年をローテーションの一つの目安としております。オリジナルでございます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） このパソコン、ネット関係、これは学校用として特別仕様なのでしょうか。あるいは一般企業で使っているパソコン等とは変わっているのですか。というのは、私も会社で何台も持っています。とてもではないが、6年ごとに交代なんかできませんよ、普通は、と思っているのですが、なぜ学校用だけは6年ごとにこんなに簡単に交換できるのか。27校もある小中学校ですから、えらい出費といたしますか、予算ですよ。これを6年を7年とか、8年とか、ただしソフトの場合には日進月歩で進んでいますから、これは時には二、三年でそれは交換することもありましょうが、この全ての機材を見ますと、これなんか10年もたつて何ら変わりが無いだろうという機材もあるわけですよ。そういったことは考えませんか。一斉に全部丸投げで、下取り料金も取らないで交換しているのですよね。そういうことでの担当部署として違和感を感じたことはないのですか。

○委員長（小島信一君） よろしいですか、松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） ご質問にご答弁申し上げたいと思います。

まず、ネットワークに接続していること、また子供たちを含め個人情報を扱っていることもございます。そういった観点から、先ほどちょっとご答弁申し上げましたが、OSである、今回もウィンドウズですけれども、ウィンドウズのセキュリティーの保証期間というものを一つの基準としております。今回入替えの対象となったパソコンについてもウィンドウズセブンということで、脆弱性も含めた問題で既にサポートを終了している状況もございまして、そういった観点からも入替えをしているというところでございます。

また、ご質問のございました全ての機器かということでございますが、調達に当たってはそれぞれの機器の相性もございまして、大部分では調達を更新していくことが多いですが、ご質問にありました全てかといいますと、若干残すものも部分的にはございますし、ソフトも新たなOSで使えるものについては引き続き使うようなこともしているところでございます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） では、最後に一言。何事、さほど裕福なまちではありませんから、各部署において節約とか削減とかという我がまちですよ。その中にありまして、6年ごとに27校もうほぼ毎年ですね。そういう中で幾らかでも費用の削減とか、そういうことをどうか努力してほしいということをお願いして、質問終わります。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 入札自体は総額でやるわけだから、中身について、我々はさっぱり分からないのです。それで、業者は積算書も出すでしょうから、それで市としてはチェックができるのではないかと思うのです。それで、型式もどんどん変わってはくるけれども、大体の線というのがあるのではないかと

思うので、そのチェックはどうなっているのでしょうか。

○委員長（小島信一君） 今のチェックというのは価格のチェックですか、それとも製品。

○委員（三浦 譲君） トータルですね。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） ご答弁させていただきます。

まず、機器も含めて今回のこういったOA機器の調達に関しましては、私どもの課にも従前の部署が情報政策課に勤務しておりました職員が実際には担当しております。それ以外に、市役所全体なのですが、こういったOA機器の調達に当たっては情報政策課のチェックを受ける、庁内で言うと合議というのですが、機器の選定、また仕様の内容の確認というのは情報政策課も含めてチェックを、二重のチェックをいただいて担当課としてのご意見をいただいたりして仕様のほうを確定させているところでございます。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。情報政策課のチェックが入るということですね。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それで、積算書によって個々の部分もある程度分かると思うのです。その辺のチェックはやっているのでしょうか。

○委員長（小島信一君） 個々のチェックということ。

○委員（三浦 譲君） この仕様書の中に何が台数何ぼと、いろいろあります。それで、そこらは総額だけでは適正かどうか分からないから、チェックが必要なのですね。それはちゃんとやっているのかなということですね。

○委員長（小島信一君） では、もう1度、松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） 価格面ということでご答弁させていただきたいと思います。

まず価格面ですが、この仕様を固めた時点で担当としての価格のまず予算面も含めてどれほどの金額になるだろうかというのは仕様の中からの積算を1度させていただいております。その担当としての価格に対して複数の事業者に対してこれに対する見積りをお願いしております。予算化するに当たってのこともありますので、複数の事業者に見積りを頂いて、その時点で得られた中の金額、一番低い金額を予算額、設計額にもつながるものですが、金額を算定させていただいております。

多分過去にもこの答弁をさせていただいたと思うのですが、補正率というような言い方で言いますと、担当が積算したものよりも頂いた参考見積りはその時点で約2割下がった金額であるというふうに把握しております。そこから入札をかけて落札事業者が選ばれるということで、落札率で言いますと、今回も添付書類つけさせていただきましたが、97.5ということで、微妙に高く数字としては見える金額ですが、もともとお話しさせていただきました最初に担当として積算した金額、補正前の、見積りを取る前の金額で言いますと、約77%というような落札率であります。最近のOA機器というものは定価はあまり公表されてはいないのですが、担当としてはそちらの価格を予算ベースで積算したりして努めているところでございます。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島信一君) 討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決をいたします。

議案第65号「財産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(小島信一君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時 9分

---

再 開 午後 1時 10分

○委員長(小島信一君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第66号「工事請負契約の締結について」審査願います。

施設整備課から説明願います。

○施設整備課長(鈴木勝利君) 施設整備課長の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

○委員長(小島信一君) 鈴木施設整備課長。

○施設整備課長(鈴木勝利君) 議案第66号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

令和2年4月22日付で条件付一般競争入札に付した筑西市立関城中学校プール整備工事について、下記により契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、契約の目的、筑西市立関城中学校プール整備工事(建築工事)、2、契約金額、4億2,130万円、3、契約の相手方、田中・森特定建設工事共同企業体、代表構成員としまして、筑西市藤ヶ谷2075番地、株式会社田中工務店、代表取締役田中邦明。構成員としまして、筑西市関本下46番地1、森建設株式会社、代表取締役森寛樹でございます。

なお、工事の請負契約につきましては、9月19日開札、5月21日に仮契約を締結しております。

関城中学校のプールにつきましては、昭和48年に建設され、プールの本体、設備ともに大変老朽化しておるため、小学校との共同利用を想定したプール整備を行い、教育環境の充実を図るものでございます。

次に、参考資料についてご説明いたします。参考資料の1ページをお開き願います。関城中学校整備工事の概要についての説明でございます。主な部分をご説明いたします。

2、工事場所は、関城中学校敷地内、筑西市犬塚100番地、5、工期につきましては、本契約の効力を生ずる日の翌日から令和3年3月15日まででございます。

6、工事概要でございますが、構造、規模は、プール棟が鉄骨造平家建て、587.05平米、管理棟が鉄筋コンクリート造平家建て195.95平米、合わせまして合計面積783平米でございます。

工事の内容としましては、プール棟は25メートルプールの6コースで、床は可動式となっており、プールサイドを全周設けております。管理棟には玄関ホール、男女更衣室、男女シャワー室、男女トイレ、管

理室、機械室、器具庫を設置いたします。屋根仕上げは、プール棟中央部に可動式屋根、ポリカーボネートの平板ぶきを設けます。管理棟、プール棟周辺部は、ウレタン塗膜防水仕上げでございます。外壁は、プール棟はALCパネルを貼り、管理棟はコンクリート化粧打ち放しでございます。

続きまして、2ページが配置図、3ページが平面図、4ページが立面図、5ページが管理棟の平面詳細図、6ページがプール棟の平面詳細図でございます。

最後に、追加資料としまして、入札の経過と結果につきまして参考資料を配付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第66号の採決をいたします。

議案第66号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第67号「工事請負契約の締結について」審査願います。

引き続き施設整備課から説明を願います。

鈴木施設整備課長。

○施設整備課長（鈴木勝利君） 議案第67号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

令和2年4月22日付で条件付一般競争入札に付した筑西市立河間小学校西校舎大規模改造工事及び河間公民館整備工事について、下記により契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1、契約の目的、筑西市立河間小学校西校舎大規模改造工事及び河間公民館整備工事（建築工事）、2、契約金額、1億5,774万円、3、契約の相手方、柴・ワイエスケイ特定建設工事共同企業体、代表構成員としまして、筑西市国府田1346番地の2、株式会社柴建設、代表取締役柴直樹、構成員としまして、筑西市乙836番地、株式会社ワイエスケイ代表取締役入田好正でございます。

なお、この請負契約につきましては、5月19日開札、5月21日に仮契約を締結しております。

河間小学校西校舎につきましては、昭和59年に建設され、建築後35年が経過し、施設の老朽化が進み、また河間公民館につきましては、耐震調査の結果、耐震性が低いため、昨年7月から利用を中止している状況でございます。本議案による工事は、筑西市公共施設適正配置に関する指針及び施設類型ごとの基本方針に基づき、公民館と小学校施設の複合化を図るため、河間小学校西校舎の大規模改造に併せて河間公民館の整備工事を実施するものでございます。これらの工事によりまして、児童の安全と快適な教育環境を確保し、地域コミュニティーを担う公民館機能の充実を図り、公共施設の適正配置を推進するものでございます。

次に、参考資料についてご説明いたします。参考資料の1ページをお開き願います。河間小学校西校舎大規模改造工事及び河間公民館整備工事の概要でございます。主な部分を説明いたします。

2、工事場所は、河間小学校敷地内、筑西市羽方14番地2でございます。

5、工期につきましては、本契約の効力を生ずる日の翌日から令和3年3月10日でございます。

工事の概要でございます。河間小学校西校舎大規模改造工事は、対象建物が西校舎棟で、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積1,558平米でございます。

工事の内容としましては、屋外が屋上防水、ベランダ防水、外壁改修を実施し、屋内は内装改修、建具改修、トイレ改修等を実施いたします。

続いて、河間公民館整備工事は、対象建物が増築部分は鉄筋コンクリート造一階建て、延べ床面積160.89平米でございます。また、小学校西校舎一階の旧会議室とこれに係る廊下の改修部分は鉄筋コンクリート造、延べ床面積123.67平米でございます。

工事の内容としましては、増築部分は、屋根仕上げがガルバリウム鋼板、外壁はALCパネル、部屋の内訳としまして、会議室とトイレを設置いたします。

次に、小学校西校舎一階の改修部分には、部屋の内訳としまして、公民館の玄関、事務室、会議室を設置いたします。

次に、外構工事としましては、小学校西側の門扉、駐車場、駐輪場、体育館との渡り廊下、物置を新たに設置いたします。

次に、解体工事としましては、既存の小学校の旧給食棟、浄化槽、体育館への渡り廊下を解体するものがございます。

次のページが河間小学校西校舎大規模改造の配置図、3ページから6ページが平面図、7ページから8ページが立面図でございます。9ページからは河間公民館整備工事の配置図、10ページが増築部分の平面図、11ページが増築部分の立面図、12ページが外構図、13ページが公民館整備工事部分の小学校西校舎一階の現況と改修後の平面詳細図でございます。

最後に、追加資料といたしまして、入札の経過と結果につきまして参考資料を配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 公民館と学校の併設は、たしかこれは最初のケースですよね。それで、学校の敷地のほうと公民館のこの敷地のほうとで管理上行き来はできないようになるのかなと思いますけれども、その辺はどういうふうにしてやるかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小島信一君） 鈴木施設整備課長。

○施設整備課長（鈴木勝利君） 公民館の整備のほうが交流センターのほうで実施していますので、交流センター所長のほうからよろしいですか。

○委員長（小島信一君） その行き来がどうのこうのという話でしたよね。行き来ができるか、敷地がきちっと区別されているかどうかなのだと思うのですが。

○委員（三浦 譲君） 補足すると、学校と公民館のその行き来はやれるのか、やれないのかということ

と、安全上やれないようにするにはどうするのかという、建物ではなくて、その敷地の問題。

○委員長（小島信一君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

学校敷地につきましては、公民館の部分と学校部分、こちらは明確に分けさせていただきます。ただ、動線等の都合もありまして、完全に来られなくなるわけではなく、廊下等に関しましても学校側と公民館は分けるようにいたします。

以上となります。

○委員長（小島信一君） どうですか、三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今の学校の敷地に公民館が建つわけで、そうすると、例えば入口は公民館は公民館専用の入口ということになるわけですか。

○委員長（小島信一君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 学校の入口と公民館の入口、こちらは明確に分けさせていただきます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。もう1度、三浦委員。

（「駐車場もあるから」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 駐車場につきましても、学校の駐車場と公民館の駐車場は分けさせていただきます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 公民館と学校の併設というのは、学校と公民館の交流ということから考えると、その交流部分というのがあるのかなと思うのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。セキュリティ上はあってはまずいし、しかし交流上はあったほうがいいしということなのですか。

○委員長（小島信一君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 公民館の利用の仕方というのは今と変わらないのですけれども、学校に併設することによりまして地域の見守り、こういったものも兼ねて公民館に学校のほうに入っていくという形をお願いしております。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。では、三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 普通は閉じておくけれども、必要なときには学校と行ったり来たりできるよというように、そんな仕組みはどうなのですか。

○委員長（小島信一君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 学校のほうと共有部分につきましては、会議室、こういったものは学校と共有になっております。

○委員（三浦 譲君） それ説明する図面はどこですか。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） すみません、3ページの一階平面図を御覧ください。図面の一番左側ですが、校舎南側の西側になります。こちらの校舎に事務室、あと会議室を設けます。こちらは学校の区分からは切り離しまして、公民館の持ち物という形で、学校のほうからは除外させていただきます。この裏側、今給食室が建っている跡地、こちらの建物を取り壊しまして、不足しております大会議室等を

設置いたします。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） 共有部分というのはどのことを言っているのですか。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 共有部分は会議室等を共有という形で使用いたします。

○委員（三浦 譲君） 会議室は学校からも……

○委員長（小島信一君） 三浦委員、どうですか、ちょっと聞いていてもよく分からないのですよ。質問も明確に、答弁も明確にしてください。お願いします。

○委員（三浦 譲君） 会議室には学校からも公民館からも入れるということなのですか。

○委員長（小島信一君） 海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 両方から入れるようにはなっております。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） はい。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら小学校への複合化ということで、小学校のところに公民館を造るわけですが、この場合、公民館を単体で建てた場合に比べ、どのぐらい建設工事とか改築費用含めて安くできるのか、費用がどのぐらい削減できるのか、具体的な金額が分かれば、おおよそでいいので、その金額をお願いします。

もう1点、先ほど条例改正で調理室とかの部分が公民館からなくなると言っていたのですが、小学校の調理室というのはもう小学校だけしか使えないものなのか、今まで公民館の調理室など利用していた方々は今後使えなくなってしまうのかという点についてお願いします。

○委員長（小島信一君） では、2点についてお願いします。

海老澤地域交流センター長。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） ご回答申し上げます。

建物の経費につきましては、大体1億二、三千万円を見越しております。これはどの公民館もこの今回複合化につきましてはそのぐらいの経費がかかっております。ただ、学校と併せた工事によりまして経費の削減というのもできております。今現に建っている旧公民館、こちらの跡地を駐車場等に利用して公民館と学校で再利用を考えております。単体で建て直すということも当初は考えていたのですが、建物の面積を減らすという観点から、今回は学校の複合化、学校で余っている教室等を使わせていただいて、できるだけコンパクトな公民館を設置するつもりで今回の工事に至っております。

もう1点ですが、地元で調理室、各公民館には給食サービスとか、そういった各地区で婦人会等でお弁当の配布などを行っている活動をしているのですが、公民館の調理室がなくなった場合、こちらは今度小学校の調理室をお借りして、月に1回程度でございまして、そういったサービスを続けていくということで地元のグループとは話がついております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 小倉委員、よろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） 具体的に建てた場合と複合化した場合の削減できる費用というのは、数字で分

かるものありますか。

○委員長（小島信一君） 小野塚教育部長。

○教育部長（小野塚直樹君） 建物建てた場合のその仕様によって違いますけれども、工事費でなくて床面積でご説明します。

今、河間の公民館、それから嘉田生崎、五所で、今の公民館が540から600弱の平米です。本当ならば全部学校の余裕教室を使って増築しないで済めばいいのですけれども、これは学校の事情もありまして、今回160平米、建て替えるのではなく増築、増設しています。そうしますと、河間の公民館の面積が550弱だったと思います。それが160に減りますので、約3分の1弱の床面積が減りますので、工事費も同じ仕様とすれば3分の1弱程度に抑えられるものと計算ができるところです。

○委員長（小島信一君） 小倉委員、よろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） はい、ありがとうございます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決をいたします。

議案第67号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会所管部分について審査願います。

初めに、学務課から説明願います。

松岡学務課長。

○学務課長（松岡道法君） 議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、学務課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算事項別明細書、歳入でございます。中段、款18項1寄附金、目10教育費寄附金、説明欄1、教育費寄附金に200万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、去る5月20日に市内の関東道路株式会社様から教育関係への指定寄附金として100万円を、6月8日に筑西市指定管工事業協会様及び筑西市電友会様からそれぞれ50万円、計100万円のご寄附を頂きましたことに伴い、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。中段やや下、款10教育費、項2小学校費、目1小学校管理費、説明欄、小学校運営関係費に100万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入でご説明しました寄附金のうち、教育関係への寄附金として頂きました100万円につきまして、小学校に複写機を購入しようとするものでございます。

同じく説明欄、小学校保健運営事業に70万円の増額補正をお願いするものでございます。同じく歳入で

ご説明しました小中学校への寄附金のうち、新型コロナウイルス対策への指定寄附金として頂きました寄附金を基にクールタオルを購入しようとするものでございます。

続きまして、項3中学校費、目1中学校管理費、説明欄、中学校保健運営事業に30万円の増額補正をお願いするものでございます。小学校と同じように、中学校にクールタオルの購入をしようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、下館学校給食センター及び明野学校給食センターから説明を願います。

まず、大島下館学校給食センター長。

○下館学校給食センター長（大島康弘君） 下館学校給食センター大島です。どうぞよろしく願います。着座にて説明させていただきます。

議案第69号のうち、下館学校給食センター所管の補正予算についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10教育費国庫補助金、節3保健体育費補助金、説明欄の学校臨時休業対策費補助金451万2,000円の増額補正のうち、概要説明書の1ページを御覧いただきまして、歳入の4行目、款、国庫支出金の学校臨時休業対策費補助金、下館学校給食センター分として367万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策として学校の臨時休業に伴う給食休止による食材について、学校臨時休業対策費補助金として国からの補助を受けるものです。内容といたしましては、事業者に対して既に発注されていた食材に係る補償金でございます。

次に、款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節16雑入（教育）、説明欄の学校給食納付金3,044万2,000円の減額補正のうち、概要説明書の1ページを御覧いただきまして、歳入の10行目、款、諸収入の学校給食納付金、下館学校給食センター分として2,469万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちらは、5月25日から6月5日までの分散登校時の児童生徒における食事提供及び6月8日からの学校再開時における給食提供の無償化に伴う給食費保護者負担分の減額でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業、10、需用費6,398万1,000円のうち、概要説明書の3ページを御覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業の主要事業説明資料のナンバー9、学校再開に向けた給食支援事業として、賄い材料費5,601万4,000円のうち、下館学校給食センター分として4,468万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、5月25日から6月5日までの分散登校時の児童生徒におけるパン、牛乳などの食事提供及び6月8日からの学校再開時における給食提供の無償化に伴うもので、市費負担分1,636万3,000円、給食費保護者負担分2,469万1,000円でございます。また、小中学校臨時休業時に市が既に発注し、キャンセルできずに事業者から購入した4月分、5月分の食材費363万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費、

説明欄、下館学校給食センター給食提供事業、10、需用費4,105万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちらは、先ほど説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業によりまして、市費負担分1,636万3,000円及び給食費保護者負担分2,469万1,000円についての振替え分の減額補正をお願いするものでございます。

次に、同じく説明欄、下館学校給食センター給食提供事業、21、補償補填及び賠償金489万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、歳入で説明しました学校臨時休業対策費補助金において、事業者に対して既に発注されていた食材に係る補償金を各事業者へ支払うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 続いて、神奈川明野学校給食センター長。

○明野学校給食センター長（神奈川 稔君） 明野学校給食センターの神奈川と申します。よろしくお願いいたします。

議案第69号のうち、明野学校給食センター所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10教育費国庫補助金、節3保健体育費補助金、説明欄の学校臨時休業対策費補助金451万2,000円のうち、概要説明書の1ページをお開き願いたいと思います。歳入のうち5行目、款、国庫支出金の学校臨時休業対策費補助金、明野学校給食センター分といたしまして84万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、さきに説明がありました下館学校給食センターと同様に、事業者に対しまして発注されていた食材に係る補償金でございます。

続きまして、款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節16雑入(教育)、説明欄の学校給食納付金3,044万2,000円の減額補正のうち、概要説明書1ページをやはりお開き願います。歳入のうち11行目、款、諸収入の学校給食納付金、明野学校給食センター分といたしまして575万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、5月分の軽食提供と6月の無償化に伴う給食費の保護者負担分の減額でございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目19新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業、10の需用費6,398万1,000円のうち、概要説明書3ページをお開き願いたいと思います。新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業の主要事業説明資料のナンバー9、学校再開に向けた給食支援事業としまして、賄い材料費5,601万4,000円のうち、明野学校給食センター分1,132万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、5月25日から6月5日までの分散登校における軽食の提供及び6月5日からの給食無償化に伴うもので、市費負担分369万1,000円、給食費保護者負担分575万1,000円、また4月、5月のキャンセルできなかった食材費188万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費、説明欄、明野学校給食センター給食提供事業、10の需用費、賄い材料費944万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。先ほどと同様に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に市費負担分369万1,000円及び保護者負担分575万1,000円について、振替え分の減額補正をお願いするものでございます。

同じく説明欄、明野学校給食センター給食提供事業、21の補償補填及び賠償金112万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、歳入で説明させていただきました学校臨時休業対策費補助金のうち、事業者に対して既に発注されていた食材に係る補償金を各事業者に支払うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 両給食センター、金額は違いますけれども、内容が全く同じということで、2人でやっていただきました。

それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 歳入の国庫補助金のほうですけれども、給食の食材の休業前の発注分ということですが、これは、451万2,000円は市が発注した分の全額と捉えていいのですか。それだけです。

○委員長（小島信一君） 大島下館学校給食センター長のほうからでよろしいですか。この451万2,000円は両方でよろしいのですか。

○下館学校給食センター長（大島康弘君） お答えさせていただきます。

こちら451万2,000円につきましては、発注した全額ではございません。こちらは、御飯とパンと、あと麺、あと牛乳等でございます。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 要するに、発注済みだった分に対する補助金ということで、今答弁されたのがその発注した分。私が聞きたいのは、補助金は市が発注して、事業者にとってみれば損失分になってしまうのを穴埋めするための全額を国が負担するのか、それとも市も併せて負担するけれども、国から何割という形で補助するのかということなのです。

○委員長（小島信一君） 大島下館学校給食センター長。

○下館学校給食センター長（大島康弘君） お答えいたします。

こちらの補助金につきましては、国のほうから4分の3を国が補助いたしまして、4分の1が市のほうで負担いたします。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結します。

次に、生涯学習課から説明願います。

○生涯学習課長（市塚文夫君） 生涯学習課市場でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

○委員長（小島信一君） 市塚生涯学習課長。

○生涯学習課長（市塚文夫君） 議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、生涯学習課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書14、15ページをお開き願います。併せて補正予算概要説明書1ページを御覧いただければと存じます。補正予算書は中ほど、概要説明書は下から7行目となります。3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節17備品購入費、説明欄、新型コロナウイルス感染症対策事業429万円のうち、生涯学習課所管分として286万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、中央図書館、明野図書館に体表面温度測定用サーマルカメラを各

1台ずつ設置するための費用でございます。図書館の利用者は不特定多数であること、利用年齢層も多岐にわたり、そのうち児童や60歳以上の利用者も多数あることから、利用者の安全を確保する目的で設置するものでございます。なお、この財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 図書館へのサーマルカメラの設置ということですが、37.5度以上の発熱がある方が図書館とかに来た場合の対応について伺います。

○委員長（小島信一君） 市塚生涯学習課長。

○生涯学習課長（市塚文夫君） お答えいたします。

サーマルカメラにつきましては、体表面温度ということで正確な温度ではないものですから、当然37.5度、今現在予定しているのが市のほうに設置しているものと同等のものを設置しようと考えております。そうした場合に、37.5度以上で赤色に表示、なおかつチャイムが鳴るようになるものの設置を想定しております。その場合には当然スクリーニングということになりますので、37.5度以上の入館者には当然注意喚起並びにもう1度検温等お願いするようになりますし、また入館等についてはその状況によってお断りさせていただくようになろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 小倉委員、よろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） はい、ありがとうございました。

○委員長（小島信一君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第69号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第69号について討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第69号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、福祉文教委員会所管分について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会所管の審査を終了します。お疲れさまでした。

これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査を終了します。

執行部は退席願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（小島信一君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただ

きたいと思います。

以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 1時58分